

I C T 活用工事実施要領

令和 7 年 1 0 月

福 岡 市

目 次

1	目的	1
2	概要	1
3	対象	1
4	I C T施工技術の具体的内容	3
5	工事費の積算について	3
6	発注方式	3
7	工事成績評定における措置	3
8	施工管理、監督・検査の対応	4
9	その他	4

1 目的

本要領は、建設現場の生産性向上を目的に、福岡市が発注する I C T活用工事に必要な事項を定めたものである。

2 概要

I C T活用工事とは、施工プロセスの段階において、以下に示す I C T施工技術を活用する工事である。次の①～⑤の全ての段階で I C T施工技術を活用することを「I C T施工」というほか、①～⑤の一部の段階で I C T施工技術を活用することを「部分的 I C T施工」という。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3 対象

対象は、以下の（１）～（15）のいずれかの工種を含む工事とする。

- （１） I C T活用工事（土工 1000m³ 以上）
 - ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工
- （２） I C T活用工事（土工 1000m³ 未満）
 - ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工
- （３） I C T活用工事（作業土工（床掘））
 - ・床掘工
- （４） I C T活用工事（舗装工）
 - ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工
 - ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工
- （５） I C T活用工事（舗装工（修繕工））
 - ・切削オーバーレイ工 ・路面切削工

(6) ICT活用工事（河川浚渫工）

- ・浚渫船運転工

(7) ICT活用工事（港湾浚渫工）

- ・ポンプ浚渫 ・グラブ浚渫 ・硬土盤浚渫 ・砕岩浚渫 ・バックホウ浚渫

(8) ICT活用工事（法面工）

- ・植生工（種子散布、張芝、筋芝、市松芝、植生シート、植生マット、植生筋、人工張芝、植生穴、植生基材吹付、客土吹付）
- ・吹付工（コンクリート吹付、モルタル吹付） ・吹付法枠工 ・落石雪害防止工

(9) ICT活用工事（付帯構造物設置工）

- ・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積、コンクリートブロック張、連節ブロック張、天端保護ブロック） ・緑化ブロック工 ・石積（張）工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝） ・管渠工 ・暗渠工
- ・縁石工（縁石・アスカーブ） ・基礎工（護岸）（現場打基礎、プレキャスト基礎）
- ・海岸コンクリートブロック工 ・コンクリート被覆工 ・護岸付属物工

(10) ICT活用工事（地盤改良工）

- ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理、スラリー攪拌工）
- ・パーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）
- ・サンドコンパクションパイル工

(11) ICT活用工事（基礎工）

- ・矢板工 ・既製杭工 ・場所打杭工

(12) ICT活用工事（擁壁工）

- ・擁壁工

(13) ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））

- ・鋼橋上部 ・コンクリート橋上部

(14) ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））

- ・橋台工 ・RC橋脚工

(15) ICT活用工事（コンクリート堰堤工）

- ・コンクリート堰堤本体工 ・コンクリート側壁工 ・水叩工

※従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

4 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、別表1によるものとし、別表2に示す各種ICT活用工事実施要領（国土交通省）に基づくものとする。

- ・関連要領等（港湾浚渫除く）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

- ・関連要領等（港湾浚渫）

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

5 工事費の積算について

発注者は、従来施工での設計・積算を行い発注し、契約後の協議において、受注者の希望によりICT施工技術を活用する場合、別表2に示す各種ICT活用工事積算要領（国土交通省）に基づく積算により費用を計上するものとする。

※施工プロセス①②は、受注者提出の見積りにより費用を計上し、施工プロセス④については別表3を参考に積算を行う。

なお、ICT活用について協議を行う際には、施工プロセスの各段階①～⑤にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

6 発注方式

- ・受注者希望型

受注者は、対象工事でICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、発注者へ協議書、ICT活用工事実施計画書（別添）等を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することができる。

7 工事成績評価における措置

- ・ICT施工を実施した場合、創意工夫における【施工】「☐ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。（0.8点）
- ・部分的ICT施工を実施した場合、創意工夫における【その他】の理由に「部分的ICT施工を取り入れた工事」と記入し、評価するものとする。（0.4点）

※ICT活用工事実施計画書に記載の施工プロセスが計画のとおり実施されなかった場合、加点及び減点は行わない。

8 施工管理、監督・検査の対応

I C T施工技術の活用を実施するにあたって、その施工管理、監督及び検査については、国土交通省が定める出来形管理の監督・検査要領等に則り実施するものとする。なお、基準等の改定や新たに基準等が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の要領等によるものとする。

9 その他

- ・ 現場見学会、講習会の実施

受注者は、I C T活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を実施する場合は協力すること。

- ・ 調査等

発注者がI C T活用工事について調査を実施する場合、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査内容・時期等については、その都度、受注者に指示するものとする。

- ・ 証明書の発行

I C T活用工事を実施した受注者にI C T活用証明書を発行する。

附則

策定・令和 5年 6月30日 適用・令和 5年 7月 1日

改定・令和 6年12月26日 適用・令和 7年 1月 1日

改定・令和 7年 9月30日 適用・令和 7年10月 1日